

令和6年度「yaokonton」事業者募集要項

令和6年6月26日

yaokonton 事務局

yaokonton事務局は（以下「事務局」という）は、本プロジェクトに情熱を持って参加する事業者2から3社程度を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業目的

「yaokonton（ヤオコントンプロジェクト）」は、「つくれないものは、無い」を合言葉に、八尾市内企業の商品開発事業を支援するプログラムです。領域に囚われないプロフェッショナル&未来のクリエイターとのコラボレーションにより、八尾市内産業全体のブランド力を高めていくことを目的としています。

2. 事業内容

a. 共創プロジェクト推進

EC・クラウドファンディングなど、実際に商品を販売することを目指し、プロダクトデザイナー、コミュニケーションプランナー、おもちゃクリエイターなど、各種メンターによるサポートの提供、及び、クリエイターが製品開発にむけて、リサーチ、プロトタイプ開発など、並走し、支援します。（並走形式）

i. 参画メンター

京都芸術大学 | 風間重之 白石晃一 吉田大作

(株) 電通 | 江口哲平 寺田昌樹 大原漢太郎 中尾香那

(株) ウサギ | 高橋晋平

(株) ノーティスデザイン カンパニー | ゴトウシュウ 奥村将司

(株) デザインスタジオMOTON 湯浅宏之

他

※状況により、変動の場合あり。

ii. 並走形式

並走形式は、おおきく2つに分かれます。京都芸術大学チームの場合、上市後のレベニューフィーなどは、基本的に発生しません。その他外部クリエイターについてはチームごと協議が必要となります。

京都芸術大学	参加クリエイター
✓ 教員及び学生を一チームとする。 ✓ 教員は複数チームを見る。 ✓ プログラム終了時点の制作物を納品物とする。 ✓ 納品物は、企業側で自由に活用可能。 ✓ ただし、クレジットにおいて、京都芸術大学学生名等の表記を行なういただく。	✓ レベニューシェアなど報酬並走が基本とする。 ✓ 契約内容は、個別協議とする。 ✓ 参加クリエイターブランド名義での商品か、企業名義での商品かについても個別協議とする。 ✓ 本プログラムは、マッチングサポート、および、イニシャルの活動支援までとなる。

※京都芸術大学非常勤などの教員活用の場合は、本スキームとは別途となります。
※交通費など諸経費は別途ご相談させていただきます。

* なお、原則、京都芸術大学及び参加クリエイターのどちらでも参加ができることが応募条件となります。

iii. 提供プログラム

- ・ 商品開発多視点セミナー
 - ・ 商品開発ケーススタディ
 - ・ メディア&バイヤーの商品の見つけ方
- ・ 商品・アイデア企画発想カード制作WS
- ・ 専門家フィードバック

構想するアイデアについて、メンター等多様な専門家からのフィードバックを提供。

- ・ 京都芸術大学構内展示会

開発製品を、京都芸術大学構内で展示。バイヤー等を招待し、販売接点の構築もサポート。

- ・ 中間発表会/成果発表会

プログラムの途中経過の発表や最終成果発表。各メンターからの講評、プロジェクト振り返りを実施。

- ・ ネットワーキング 他

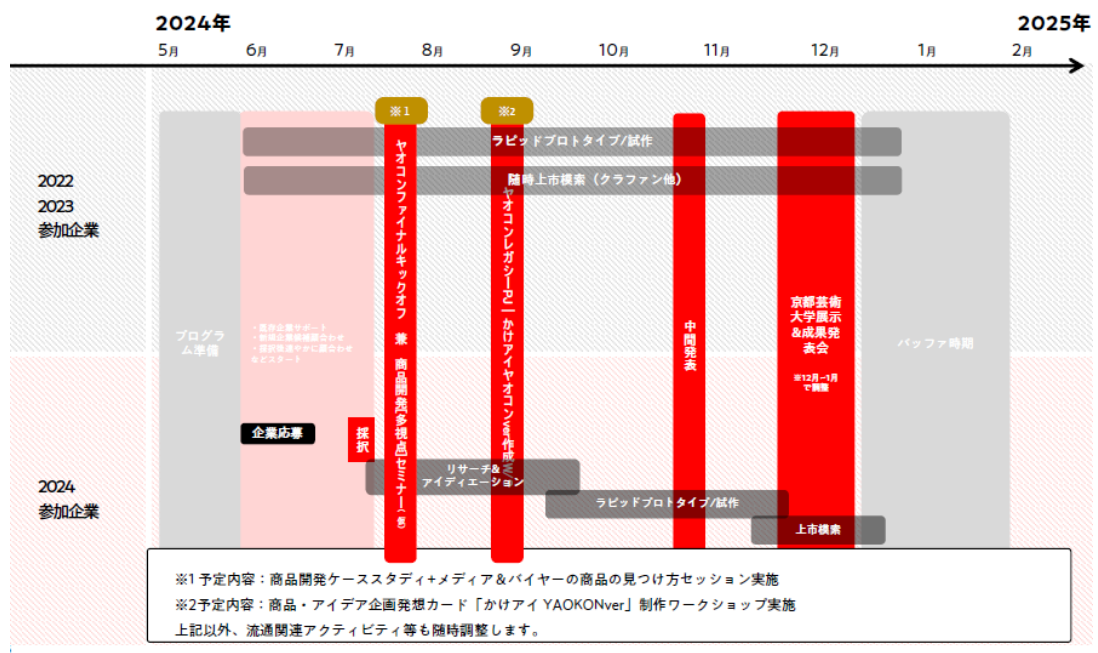
※状況により、変動の場合がございます。

b. 情報発信・イベント実施

c. プロジェクト活動の進捗や、事業者の技術・商材を広くPRする

3. 事業実施期間

実施決定日～令和7年1月31日



※暫定スケジュールとなります。

4. 応募資格

- 八尾市内に主たる事業所を有し事業を営んでいること
- 本事業の活動内容を公開できること
- 本事業のワークショップの参加および企業見学や取材への対応が可能であること
- 本事業を的確に遂行できる組織、人員、資金等を有していること
- 八尾市および事務局が本事業で得られた成果・課題等をレポート、公表することに同意できること

- f. 学生 と積極的にコミュニケーションを図ること
- g. 次の i から iv のいずれにも該当しない者であること
 - i. 直近 3 事業年度の法人税、消費税および地方消費税を完納していない者
 - ii. 地方税およびその附帯徴収金を完納していない者
 - iii. 宗教活動や政治活動を目的にしている者
 - iv. 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- v. yaokontonに初めて参加するもの

5. スケジュール

公募受付開始：令和 6 年 6 月 2 6 日（水）

公 募 締 切：令和 6 年 7 月 19 日（金）

事業者プレゼン：令和 6 年 7 月 26 日（金）

審査結果通知：事業者プレゼン終了後、一週間程度で通知

6. 応募手続き

a. 募集期間

令和 6 年 6 月 2 6 日（水）～7 月 1 9 日（金）まで

b. 提出書類

i. 以下、URLよりお申込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/f436e46b-146e-4216-b082-62a05e03cca5/start>

ii. 様式の電子ファイルは、

下記URLにアクセスしダウンロードしてください。

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000075036.html>



書類	申請フォーム
01. 申請書	電子ファイル
02. 会社概要などの関係書類 事業概要および技術・商材・サービス等がわかる資料 (会社紹介、商品カタログなど)	電子ファイル

- * 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- * 応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる他、本事業を通じた活動内容は積極的に発信しますのでご了承ください。
- * 電子申請のみの受付となります。
- * 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、注意してご記入ください。

7. 審査・採択

a. 審査方法

応募書類とプレゼン形式による審査を行います。

※申し込みが多い場合は書類選考による一次審査を行います

b. 審査基準

下記の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- i. 応募書類に不備がないか
- ii. 4.の応募資格を満たしているか
- iii. 本事業のプロジェクトの規模等に適した体制を取れるか
- iv. 事業を遂行するための資金力、資金調達能力を有しているか
- v. 新規ビジネスやリニューアルに対する意欲・能力はあるか
- vi. 品質の高い技術的要素があるか

c. 採択結果の通知

採択結果については、採択の可否に関わらず当該申請者に対しその旨を通知します。なお、審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

8. 採択決定・事業開始

採択結果は事務局からメールで通知します。事務局から採択決定通知が事業者宛に交付された後、事業開始となります。

なお、採択決定後、事業者に対して事務局から事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては守秘義務の遵守を求められることがあります。

9. 採択決定後の活動費用等

事業者負担の主なもの

- i. 商品製作に係る経費（原材料費、試作品・商品製作費など）
- ii. フィールドリサーチに係る経費
- iii. クラウドファンディングなどの出展費用
- iv. 本プロジェクト活動外での専門家派遣

* 講師にかかる謝金等について、ご負担はございません。

10. 問い合わせ先

八尾市魅力創造部産業政策課（担当 稲森・岡田）

電話：072-924-3845

ファックス：072-924-0180